



最近の

## 企業へ技術獲得を目的とした接近事例をご紹介します!!

### 事例① 契約成立直前に設計図や試作品を要求される

- (1) 外国企業から日本の中小企業に対し、契約成立直前にあえて機器等の不備を指摘
- (2) 「設計図の閲覧」や「不備を指摘した機器を試作品として置いていくこと」などを要求
- (3) 要求に応じると契約は締結せず、そのまま外国企業に技術を窃取され、後日類似品が当該国製として販売される

不当な要求には毅然とした対応が必要!!



事例①のように、企業等の大きさに関係なく技術情報は狙われています。また組織内で秘密情報保護の重要性に対する認識を共有するとともに

- ➡ 取引先・共同研究開発相手にも設計図等のコア技術を不用意に開示しない
- ➡ 海外の生産工場であっても重要技術を安易に開示しない

など、重要技術の開示には組織的かつ慎重に対応することが大切です。

Check!

### 事例② 外国の軍事企業と関連のある企業からの共同研究の申出

- (1) 令和2年1月ころ、「日本の大手電機メーカーを定年退職し、都内の半導体関連企業に再就職した技術者」から共同研究の申出
- (2) この企業について調査した結果、外国の軍事企業と関連があることが判明
- (3) さらには外国政府から資金提供を受けている可能性もあり、申出を断った

取引先の確実な調査が大切!!



事例②のように、実際とは異なる表向きの共同研究のパートナーを用意して接近してくることもあります。例えば、米国制裁対象となっている企業などは、共同研究のパートナーとして表に出てくることはできません。保有している技術を守るためにも、共同研究のパートナーになる前に、相手先の素性・背景を確認することが大切です。

Check!



▼ SEAGULL事務局(外事第一課内) ▼

〒231-8403 横浜市中区海岸通2丁目4番 神奈川県警察本部

相談窓口

Email : [seagull@police.pref.kanagawa.jp](mailto:seagull@police.pref.kanagawa.jp)

